

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年 8月27日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	和歌山県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010600/02_gyosei/dokujiriyojimu/main.html">http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010600/02_gyosei/dokujiriyojimu/main.html</a>

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	特別支援教育就学奨励費(次に掲げる経費の一部を支弁するため県が支給する扶助費をいう。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの ア 県が設置する特別支援学校への幼児、児童又は生徒の就学に要する経費 イ 県が設置する中学校への学校教育法(昭和22年法律第26号)第75条に規定する障害の程度に該当する生徒又は同法第81条第2項若しくは第3項の特別支援学級の生徒の就学に要する経費
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第2教育委員会の項(1) 特別支援教育就学奨励費(次に掲げる経費の一部を支弁するため県が支給する扶助費をいう。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの ア 県が設置する特別支援学校への幼児、児童又は生徒の就学に要する経費 イ 県が設置する中学校への学校教育法(昭和22年法律第26号)第75条に規定する障害の程度に該当する生徒又は同法第81条第2項若しくは第3項の特別支援学級の生徒の就学に要する経費
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律第1条	和歌山県特別支援教育就学奨励費支給要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>教育の機会均等</u> の趣旨に則り、かつ特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に <u>就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もってこれらの学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。</u>	第1条 特別支援教育就学奨励費(県が設置する特別支援学校への幼児、児童又は生徒の就学に要する経費の全部又は一部及び県が設置する中学校への学校教育法(昭和22年法律第26号)第75条に規定する障害の程度に該当する生徒又は同法第81条第2項若しくは第3項の特別支援学級の生徒(以下「特別支援学級等の生徒」という。)の就学に要する経費の全部又は一部を支弁するため県が支給する扶助費。以下「就学奨励費」という。)は、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)第1条に規定する目的に鑑み、特別支援学校に就学する幼児、児童又は生徒及び特別支援学級の生徒について必要な援助を行うことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		・和歌山県特別支援教育就学奨励費支給要綱 ・特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領